（安全規制調整官、特殊施設規制官、首席原子力専門検査官、統括監視指導官、安全管理調査官、上席原子力専門検査官、上級原子炉解析専門官、上席監視指導官及び統括原子力運転検査官）

第二十二条　原子力規制部に、安全規制調整官九人、特殊施設規制官一人、首席原子力専門検査官二人、統括監視指導官四人、安全管理調査官八人、上席原子力専門検査官十九人、上級原子炉解析専門官二人、上席監視指導官十一人及び統括原子力運転検査官二十二人を置く。この場合において、当該首席原子力専門検査官、上席原子力専門検査官及び統括原子力運転検査官は原子力検査官（原子炉等規制法第六十七条の二第一項に規定する原子力検査官をいう。）として置かれるものとする。

［２・３　略］

４　首席原子力専門検査官は、命を受けて、安全規制管理官のつかさどる職務のうち原子力規制検査等（原子炉等規制法第六十七条の二第二項に規定する検査及び確認のうち核物質防護に関するものを除いたものをいう。以下同じ。）（確認にあっては、使用前事業者検査及び使用前検査に係るもの（原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によるとされる検査を含む。）に限る。）に関する専門的事項についての企画及び立案並びに実施に関するものを助ける。

５　統括監視指導官は、命を受けて、安全規制管理官のつかさどる職務のうち原子力規制検査等に関する企画及び立案並びに調整に関するものを助ける（原子力規制検査等のうち確認にあっては、首席原子力専門検査官の所掌に属するものを除く。）。

［６～９　略］

（安全規制調整官、特殊施設規制官、首席原子力専門検査官、統括監視指導官、安全管理調査官、上席原子力専門検査官、上級原子炉解析専門官、上席監視指導官及び統括原子力運転検査官）

第二十二条　原子力規制部に、安全規制調整官九人、特殊施設規制官一人、首席原子力専門検査官二人、統括監視指導官四人、安全管理調査官八人、上席原子力専門検査官十九人、上級原子炉解析専門官二人、上席監視指導官九人及び統括原子力運転検査官二十二人を置く。この場合において、当該首席原子力専門検査官、上席原子力専門検査官及び統括原子力運転検査官は原子力検査官（原子炉等規制法第六十七条の二第一項に規定する原子力検査官をいう。）として置かれるものとする。

［２・３　同上］

４　首席原子力専門検査官は、命を受けて、安全規制管理官のつかさどる職務のうち原子力規制検査等（原子炉等規制法第六十七条の二第二項に規定する検査及び確認をいう。以下同じ。）に関する専門的事項についての企画及び立案並びに実施に関するものを助ける。

５　統括監視指導官は、命を受けて、安全規制管理官のつかさどる職務のうち原子力規制検査等に関する企画及び立案並びに調整に関するものを助ける。

［６～９　同上］

10　統括原子力運転検査官は、命を受けて、安全規制管理官のつかさどる職務のうち原子力規制検査等に関するものを助ける（原子力規制検査等のうち確認にあっては、首席原子力専門検査官の所掌に属するものを除く。）。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

10　統括原子力運転検査官は、命を受けて、安全規制管理官のつかさどる職務のうち原子力規制検査等に関するものを助ける。

訓　令

出入国在留管理庁長官
地方出入国在留管理局長
地方出入国在留管理局支局長
地方出入国在留管理局出張所長
地方出入国在留管理局支局出張所長

意見の聴取を行わせる入国審査官及び意見の聴取を行わせる難民調査官を指定する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和３年３月30日

法務大臣　上川　陽子

○法務省訓令第１号

意見の聴取を行わせる入国審査官及び意見の聴取を行わせる難民調査官を指定する訓令の一部を改正する訓令

意見の聴取を行わせる入国審査官及び意見の聴取を行わせる難民調査官を指定する訓令（平成31年法務省訓令第３号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（意見の聴取を行わせる入国審査官） **第１条**　出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）第22条の４第２項の規定による意見の聴取を行わせる入国審査官は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）別表第一イ行政職俸給表(一)（以下単に「行政職俸給表(一)」という。）の職務の級３級以上の入国審査官の中から、法務大臣又は法第69条の２第１項の規定により権限の委任を受けた出入国在留管理庁長官若しくは同条第２項の規定により権限の委任を受けた地方出入国在留管理局長（以下「法務大臣等」という。）が別に指名する者とする。	（意見の聴取を行わせる入国審査官） **第１条**　出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）第22条の４第２項の規定による意見の聴取を行わせる入国審査官は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）別表第一イ行政職俸給表(一)（以下単に「行政職俸給表(一)」という。）の職務の級４級以上の入国審査官の中から、法務大臣又は法第69条の２第１項の規定により権限の委任を受けた出入国在留管理庁長官若しくは同条第２項の規定により権限の委任を受けた地方出入国在留管理局長（以下「法務大臣等」という。）が別に指名する者とする。
附　則 この訓令は、令和３年４月１日から施行する。	